

[事案 23-254] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 7 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

募集人からの説明を受け、満期まで保有すれば払込保険料を欠損することがないと誤認し契約したので、契約を無効とし払込んだ保険料全額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 5 年 3 月に加入したこども保険について、募集人から「掛捨てではなく積立保険である」との誤った説明を受けたため、満期まで保有すれば払込保険料を欠損することがないと誤認したまま契約を継続することとなった。払込保険料を欠損する可能性が高い商品設計にもかかわらず、その説明を怠ったので、契約を無効とし、払込んだ保険料を全額返還してほしい。もしくは、満期まで継続した場合に、給付金等の合計額として、支払った保険料総額以上の金額を支払うことを確約してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本契約は有効に成立しており、払込んだ保険料の返還に応ずることはできない。
- (2) 満期時までの支払保険料総額と祝金等の合計との差額につき、満期時の配当金等が差額を上回ることは保証されておらず、満期時に支払った保険料総額以上の金額の支払いを確約することはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行ったところ、本契約の状況等を踏まえ、保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。